



沢辺税理士事務所通信

平成 26 年 12 月 1 日号

NO.008

消費税率 10%は先送りだが・・・

来年10月に予定されていた消費税率10%への増税は平成29年4月まで先送りされました。GDPの落ち込みを見ると当然かもしれません。ところが、「再度の先送りはしない」、「国民の真意を問うために衆議院を解散し、総選挙を行う」と来ました。国内消費が落ち込んで結局税収も落ち、インフレにもならない結果が見えつつあるのに？そして数百億円も税金を使って総選挙？・・・庶民の私にはその真意こそがわかりません。

会計にも来つつある、クラウドの波

クラウドという言葉が一般的になりつつあります。データをパソコンや携帯端末ではなく、インターネット上に保存し、どこからでもそのデータにアクセスしたり、データの共有をする、という概念のことですが、最近会計にもこの動きが出てきました。

顧問先様のデータをクラウド上で保存して、もし大地震等が発生してもデータの安全性を確保できるようにしたり、税理士と経理担当者が同時に会計データ情報を共有したり、またネット銀行の取引を直接会計仕訳に変換したり・・・といったことも開発されています。

現時点ではまだ課題点もありますが、当事務所では先駆けている東京などでの動向を見つつ、顧問先様にとって有用、安全であることが確認できれば、将来的には積極的に導入することも検討しております。

漫画の領収書を経費にする方法 ~事務所HPブログより~

「漫画を買った領収書を経費にして申告することができるのでしょうか？」とだけ聞かれると、なんとなく「ダメでしょ!？」という気がしますが、必ずしもそうではありません。

そもそも領収書だけをもってシロかクロかを語ることは無理があり、**その領収書が経費になるか否かは、まず そのバックグラウンドたる事業活動をよく把握すること、そしてその上で、その領収書がその事業活動のために不可欠な支出か、**というステップを踏んで検討しないと意味がありません。

たとえば、理美容院や医院の待合室に、お客様・患者様向けに漫画を置いておくことは完全に事業サービスの一環であり、間違いなく必要経費です。これはわかりやすいですね。

では、「ナニワ金融道」(街金を題材にした漫画)を経理担当者が購入した場合はどうでしょうか？その事業上、資金調達が重要で豊富な知識が必要であり、他にはない知識を得れるということで経理担当者が実際に読んで参考にし、かつその漫画自体が事務所の書庫に置かれていれば、これはもう必要経費でしょう。

逆に、領収書があっても明らかに個人的な飲食等は必要経費にならないことはいまでもありません。要するに、必要経費か否かは個別判断なのです。領収書の背景にあるものを感じようとすると、そこにドラマが見えてきます。私が税理士という仕事が面白いと感じる理由のひとつでもあります。

この記事の詳細内容は事務所ホームページのブログをご覧ください。  **税理士 沢辺** で検索

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目9番25号 コンフォートNビル404

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>